

滋賀県過疎地域持続的発展計画

令和3年12月 策定

令和4年3月 一部改定

滋 賀 県

滋賀県過疎地域持続的発展計画 目次

1 基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および 観光の開発に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 2
（1）農業の振興	・ ・ ・ ・ ・ 2
（2）林業の振興	・ ・ ・ ・ ・ 4
（3）水産業の振興	・ ・ ・ ・ ・ 5
（4）商工業等の振興	・ ・ ・ ・ ・ 6
（5）観光の開発	・ ・ ・ ・ ・ 6
4 情報化に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 7
5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設 の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に 関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 8
6 生活環境の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 9
7 子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上 ならびに増進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 10
8 医療の確保に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 11
9 教育の振興に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 12
10 集落の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 13
11 地域文化の振興等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 14
12 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 14
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・ 15
14 過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町間の 連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助	・ ・ ・ ・ ・ 15

滋賀県過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

滋賀県過疎地域持続的発展計画(以下「計画」という。)は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第7条の規定により策定した滋賀県過疎地域持続的発展方針(令和3年8月策定)に基づき、本県の過疎地域を有する市町に協力して、県が講じようとする措置について、同法第9条の規定により定めるものです。

本県の過疎地域の厳しい実情を踏まえるとともに、豊かな自然など過疎地域の資源を最大限活かし、過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町のまちづくりの考え方に沿って、当該市町の取組を支援し、過疎地域の持続的発展を図ります。当該市町との連携をさらに強化するとともに、地域住民やNPO、民間企業など多様な主体と協働し、諸施策を実施します。また、県道や林道等のハード事業に加えて、移住交流や定住促進、交通手段や医療の確保、地域におけるデジタル化の推進への支援など、地域の実情に合ったソフト対策も併せて講じることにより、過疎地域の持続的発展に向け取組を推進します。

- 計画期間
令和3年度から令和7年度までの5年間
- 過疎地域の持続的発展に関する目標
過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町が市町の過疎地域持続的発展計画で定めている人口に関する目標を達成します。
 - 【長浜市】 令和7年度 110,394人以上
 - 【高島市】 令和7年度 45,700人以上
 - 【東近江市】 令和7年度 110,326人以上
 - 【甲良町】 令和8年度 6,200人以上
- 計画の達成状況の評価
毎年度、計画記載事業等について実績を調査し、市町計画の達成状況に関する評価結果とあわせて確認することにより、過疎地域の現状を正確に把握します。その上で、各施策が持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上等にいかに貢献できているかについて評価します。

2 移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

豊かな自然環境をはじめとした過疎地域が有する魅力の発信、地域における受入体制の整備を行うとともに、様々な形で過疎地域に関わる機会を設けることによる関係人口の創出や都市農村交流に取り組むことにより、移住交流や定住促進を図ります。

○過疎地域が有する魅力の発信、地域における受入体制の整備

事業名	事業内容
「やま・さと・まち」移住・交流推進事業	豊かな自然や、恵まれた子育て環境の中での、滋賀の魅力ある暮らしぶりを県外へ広くPRし、移住施策に取

	り組む市町と連携することで、移住・交流の推進に取り組みます。
移住就業支援事業	東京圏から県内に移住し、対象中小企業に就業した者等に移住支援金を支給する市町に対して、補助金を交付します。
しがジョブパーク事業	県と滋賀労働局が共同で設置する若年者等を対象とした就労支援機関「しがジョブパーク」において、就業相談から就職までの一貫した就業支援を行うとともに、県内企業に対する人材確保の支援を行います。
農山村の新生活様式サポート事業	県内のお試し移住受入地域や窓口となる団体の情報を動画配信するとともに、お試し移住体験の提供により農山村の魅力を発信し、移住促進を図ります。
空き家対策事業	空き家を移住などの地域活性化につながる資源として活用するため、空き家の建物状況調査、リフォームに対し支援を行います。

○関係人口の創出

事業名	事業内容
関係人口創出事業	デジタル技術の活用を図りながら、多様な体験価値を提供し続けることで、全国の「地方に関心を寄せる方々」を効果的に本県に誘引し、県内の各地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出、拡大につなげていきます。
過疎地域等政策支援員事業	関係人口の創出に取り組む人材を確保し地域へ派遣することで、地域の取組を支援します。 ○政策支援員が携わる事業（分野等）：関係人口創出 ○目標：過疎地域を有する市町が掲げる社会増減に関する目標の達成 ○支援対象地域：長浜市、高島市、東近江市、甲良町

○地域間交流の推進

事業名	事業内容
「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業	森林山村地域に埋もれる資源を再発掘・活用することで、新たな雇用や定住、地域間交流を促進し、山村地域の活性化を図ります。

3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

(1) 農業の振興

集落営農組織等の育成や担い手の確保、基盤施設の整備、獣害対策、農産物のブランド化、スマート農業による省力化などにより地域農業の維持、活性化を図るとともに、過疎地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮を図ります。

○営農体制の構築、獣害対策の実施、農産物の生産振興・スマート農業による省力化

事業名	事業内容
みらいにつながる滋賀の園芸産地づくり事業	園芸産地の強化に向けた戦略の策定および実践を支援します。
獣害対策集落活性化事業	集落ぐるみの獣害対策を支援する人材育成や、市町の被害防止計画に基づく取組・整備等への支援を行うとともに、獣害に悩む集落等で地域資源を活かした栽培作物を検討し、集落等の活性化を図ります。
湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業	ニホンジカの捕獲活動を支援します。
ニホンザル個体数調整推進事業	ニホンザルの個体数調整を支援します。
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動を支援します。
自治振興交付金(第2種特定鳥獣管理計画個体数管理事業)	滋賀県第2種特定鳥獣管理計画にかかるニホンジカ等の捕獲に要する経費について支援します。
自治振興交付金(有害鳥獣駆除等対策事業)	外来獣等の捕獲おり設置、外来獣等の捕獲に要する経費について支援します。
自治振興交付金(農作物獣害防止対策事業)	市町等が野生動物による農作物被害を防ぐために実施する防止技術を(ニホンジカ用防除網、イノシシ・サル・ニホンジカ用電気柵、イノシシ用フェンス、接近警報システム等)導入するために要する経費について支援します。
産地競争力の強化対策事業	産地の収益力と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。
農山漁村発イノベーション支援事業	農林漁業者の所得の増大や地域農業の活性化につながる6次産業化に取り組む意向を持つ農林漁業者や事業者の個別相談に応じるとともに、6次産業化の推進にむけて総合的なサポートを行います。
中山間地域等直接支払交付金	自然的・社会的・経済的に条件が不利な中山間地域等での農業生産活動等を行う農業者等を支援し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図ります。
しがのスマート農業技術実装支援強化事業	本県農業を“夢のある産業”とすべく、データを活用した農業の実践により生産性が高く、持続可能な農業の実現に向け、普及指導員等による本県のスマート農業技術の実装支援を強化します。

○担い手や雇用の場の確保等

事業名	事業内容
みんなで創る活力あふれる滋賀の農業・農村プロジェクト	地域農業の課題解決に向けた話し合いを推進するとともに、多様な人材による農業へのかかわりを広げ、深めます。

新規就農者確保事業	就農前の研修期間および就農直後の給付金支給による新規就農者の確保を進めます。
就農促進事業 みらいの就農促進・定着支援事業	若い世代に就農・就業について情報を得る機会を提供し、農林水産業への関心を高め、新たな人材を確保します。

○農業水利施設の効率的・効果的な保全更新、農道等の基盤施設の整備

事業名	事業内容
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業	地域共同で行う農地・水路等の日常管理と農村環境を保全する活動、多面的機能の増進を図る活動および施設の長寿命化を図る取組等に対して支援を行い、農村地域力の向上を図ります。
農業農村整備事業	生産基盤の整備を推進し、生産性の向上、農業者の所得確保を図ります。

(2) 林業の振興

森林資源の利活用を推進するため、林道等の生産基盤の適切な維持管理や高性能林業機械の整備などにより、効率的な木材生産体制づくりを図るとともに、木質バイオマスイエネジーの利用施設の整備などにより森林資源の利用拡大を図ります。

○林道等の生産基盤の適切な維持管理、作業道の整備

事業名	事業内容
林道事業	市町、森林組合等が森林管理道・林業専用道・森林施業道の開設や、林道の改良・舗装を行う場合、その経費について支援します。

○効率的な木材生産体制づくりの強化

事業名	事業内容
造林事業	計画的な森林整備を行う者に対し、造林・下刈・間伐等の森林施業と森林作業道の開設等を支援します。
林木育種事業	林業の循環サイクルを形作るため、伐期を迎えた人工林に対して主伐を積極的に推進するとともに、現状の品種に換えて、成長が良く花粉の少ないスギ・ヒノキへの転換を図るため再造林を進めます。

○自然とふれあえる機会の創出等による森林の有効利用の促進

事業名	事業内容
未来へつなぐ木の良さ体感事業	木材のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、滋賀の風土に合った「びわ湖材」を積極的に使うことを普及啓発し、森林資源の循環利用の促進に支援します。

○森林資源の利用拡大

事業名	事業内容
林産物生産流通振興対策事業	地域木材産業の活性化を図るため、供給システムの確立や木質資源の有効利用を促進するための対策等に要する経費について支援します。
木質バイオマス利用促進施設整備事業	木質バイオマスエネルギーの利用施設等の整備を支援します。
未利用材利用促進利活用促進事業	未利用材の搬出に対する助成を行います。
木質バイオマス地域循環促進事業	搬出間伐施業後の木質バイオマスの資源量とその搬出効率を調査、分析し、資源の有効活用手法を検討します。

(3) 水産業の振興

稚魚放流等による水産資源の増殖、漁業体験等の教育の場の提供、地域における食文化の継承、外来魚・カワウ対策などを実施することにより、水産業の振興を図ります。

○稚魚放流等による水産資源の増殖

事業名	事業内容
河川漁業振興対策事業	アユ・アマゴ・イワナの河川での増殖のための種苗放流に対して支援します。
多様で豊かな湖づくり推進事業	琵琶湖の水産資源の維持・増大のための種苗放流に対する支援等に努めます。

○生態系の維持・保全

○観光遊漁による地域の活性化

事業名	事業内容
多面的機能発揮対策事業	河川や湖岸域等において、漁業者と地域住民等が連携して行う生態系の維持・保全のための活動に対して支援します。
しがの漁業魅力発信スキルアップ事業	琵琶湖漁業の高齢化を踏まえ、「しがの漁業技術研修センター」による漁業研修、担い手の販売スキル向上機会の創出、琵琶湖産魚介類の魅力発信を進めます。
多様で革新的な流通モデル実践事業	今後の高齢化による琵琶湖漁業の構造変化を見据え、漁業組織が経営スキルの強化を目的に、流通事業者と連携して新たな流通モデルの検討・実践を行う取組を支援します。
川の魅力まるごと体感事業	釣り教室や魚ふれあい体験学習、放流体験など、河川漁業の振興に関する支援を行います。

○外来魚およびカワウ対策の実施

事業名	事業内容
外来魚駆除促進対策事業	外来魚捕獲にかかる経費について支援します。
カワウ漁業被害防止対策事業	漁場におけるカワウ被害防除のため、駆除や追い払い、防鳥糸の設置等に対して支援します。

(4) 商工業、情報通信産業等の振興

起業支援、空き店舗の有効活用、地域内での経済循環につながる新商品・新サービスの開発の支援、地域イベントの支援、AI・IoT機器の導入補助等デジタルツールの普及促進などにより、商工業等の振興を図ります。

○地域内での経済循環につながるビジネスの創出支援や起業者への支援

事業名	事業内容
中小企業振興資金貸付金	中小企業等の経営の安定と体質改善等に必要な資金の貸付けを行います。
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業	対象地域で雇用の増加を生む事業所の新規立地や設備の増設を行った事業者(原則として製造業)に対し、事業者が支払った電気料金の実績等に基づき、一定期間にわたって補助金を交付します。

○特産品開発戦略の構築、活動グループへの支援による特産品開発

事業名	事業内容
発酵産業成長促進化プロジェクト事業	発酵に係る商品化・サービス化、プロモーション等により発酵産業の成長促進化を図ります。

○地域イベントへの支援等による集客や地域振興の取組の推進

事業名	事業内容
にぎわいのまちづくり総合支援事業	商店街等のにぎわいを創出しようとする事業を支援します。
自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)	振興組合、協同組合等が実施する商店街の駐車場整備促進、商店街の環境整備のための共同施設設置、カードシステム機器の導入事業に要する経費について支援します。

○AI・IoT機器等の導入補助、デジタルツールの普及促進

事業名	事業内容
近未来技術等社会実装推進事業	滋賀県内をフィールド近未来技術の社会実装に向け、事業者が行う実証実験等を支援します。

(5) 観光の開発

豊かな自然環境や優れた景観等を活用したエコツーリズム等の着地型観光の開発などにより、観光振興を図ります。

○エコツーリズムなどの着地型観光の開発

事業名	事業内容
山を活かす巨樹・巨木の森保全事業	長浜市木之本町金居原地区をモデルとして、豊かな自然環境や地域の文化・歴史を活かしたエコツーリズムを促進します。

淀川源流の森活用保全事業	淀川源流域の森の活用と保全の方針について検討します。活用については、豊かな自然環境や地域の文化・歴史を活かしたエコツーリズムの実施を目指します。
--------------	--

○受入体制の整備、施設の更新整備と活用

事業名	事業内容
自治振興交付金(国際観光サイン整備事業)	市町、観光協会が実施する、国道・県道・市道・町道など観光案内標識整備、観光拠点場所に設置する広域観光案内板整備、名所旧跡・文化施設・体育施設等への案内・解説板整備に要する経費について支援します。

4 情報化に関する事項

地域間の情報通信格差の是正を引き続き進めるとともに、日常生活における情報化・デジタル化の推進を図ります。

○地域間の情報通信格差の是正

○日常生活における情報化・デジタル化の推進

事業名	事業内容
県域無料 Wi-Fi 整備促進事業	観光・商業の振興、災害対策等に有効となる無料 Wi-Fi 環境の県内における整備の促進および利便性向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県無料 Wi-Fi 整備促進協議会の運営 ・滋賀県無料 Wi-Fi 設置事業費補助金 ・県立施設無料 Wi-Fi の運用保守
しらしが（しらせる滋賀情報サービス）の運用	防災・防犯等の情報をはじめとする滋賀の安全・安心のための情報やイベントの情報を登録者に対して配信します。
滋賀県 DX 官民協創サロン	DX 推進における諸課題とその解決に向けた知見等を県内事業者・県内自治体等に共有・還元できる仕組みの構築を目指します。
しがのスマート農業技術実装支援強化事業【再掲】	本県農業を“夢のある産業”とすべく、データを活用した農業の実践により生産性が高く、持続可能な農業の実現に向け、普及指導員等による本県のスマート農業技術の実装支援を強化します。
近未来技術等社会実装推進事業【再掲】	滋賀県内をフィールド近未来技術の社会実装に向け、事業者が行う実証実験等を支援します。

5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

地域の林業の振興や地域交通の改善等に重要な役割を果たす基幹林道に指定された林道の整備、過疎地域と近隣地域とを結ぶ主要な県道の改良を進めることにより、広域的ネットワークの形成を図ります。また、鉄軌道関連施設のバリアフリー化等の整備促進を支援するとともに、地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。

○道路網の整備、道路未改良部分や狭隘で危険な箇所等の整備

○道路等の融雪施設等の整備、老朽化した施設の更新

事業名	事業内容	箇所
林道	新設 1 路線 500m	
	横山岳線 幅員 4.0m 延長 500m	長浜市 (旧余呉町の区域)
国道	道路改良 5 路線 7,600m	
	国道 303 号 幅員 9.5m 延長 700m (音羽)	長浜市 (旧木之本町の区域)
	国道 303 号 幅員 10.5m 延長 1,000m (杉野、杉本)	長浜市 (旧木之本町の区域)
	国道 367 号 幅員 7.0m 延長 300m (桑野橋)	高島市 (旧朽木村の区域)
	国道 421 号 幅員 15.0m 延長 3,400m (佐目)	東近江市 (旧永源寺町の区域)
	国道 421 号 幅員 8.5m 延長 2,200m (佐目萱尾)	東近江市 (旧永源寺町の区域)
県道	改良 5 路線 18,500m	
	川合千田線 幅員 11.0m 延長 400m (川合・古橋)	長浜市 (旧木之本町の区域)
	川合千田線 幅員 11.0m 延長 1,200m (尾山・洞戸)	長浜市 (旧木之本町の区域を一部含む)
	中河内木之本線 幅員 5.0m 延長 13,500m (中河内・菅並)	長浜市 (旧余呉町の区域)
	杉本余呉線 幅員 8.5m 延長 1,800m (杉本・上丹生)	長浜市 (旧余呉町の区域)

	麻生古屋梅ノ木線 幅員 7.0m 延長 1,600m (朽木)	高島市 (旧朽木村の区域)
--	------------------------------------	------------------

○鉄軌道関連施設のバリアフリー化等の整備促進

事業名	事業内容
鉄軌道関連施設整備費補助金	鉄軌道関連施設の円滑な整備（駅のバリアフリー等）を図るため、鉄軌道関連施設の整備促進を行う市町に対し、補助します。

○バス路線など地域の実情に応じた交通手段の確保

事業名	事業内容
バス運行対策補助金	地方バス路線の運行を確保するため、国庫補助制度の活用により、路線バス事業者の運行欠損等に対し、市町と協調して補助します。
コミュニティバス運行対策費補助金	地方バス路線の運行を確保するため、コミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。
交通不便地デマンド交通運行対策費補助金	地域の生活交通を確保するため、交通不便地を対象としたデマンド運行型のコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。

6 生活環境の整備に関する事項

汚水処理施設の維持管理や廃棄物の発生抑制、資源化の促進、不法投棄防止対策の推進等により自然環境への負荷削減に取り組むとともに、自主防災組織などへの支援を実施することで、生活環境の保全を図ります。

○汚水処理施設のコスト削減、適正かつ合理的な維持管理

事業名	事業内容
下水道広域化推進総合事業	朽木浄化センターおよび農業集落排水施設等で発生する汚泥等を高島浄化センターで受け入れ、効率的な共同処理を実施します。
汚水処理施設整備接続等交付金	公共用水域の水質保全を図るため、汚濁負荷削減を目的とした公共下水道の整備事業、浄化槽の設置事業に要する経費について支援します。
下水道終末処理場高度処理施設維持管理費補助金	公共下水道の終末処理場において行う窒素、リンの除去を目的とした高度処理施設の運転に要する電力料金および薬品費用について支援します。
自治振興交付金(浄化槽維持管理事業)	市町が将来にわたり下水道等が整備されない地域の浄化槽維持管理者に対し、維持管理費を助成する事業について経費を支援します。
自治振興交付金(農業集落排水高度処理維持管理事業)	供用開始後の農業集落排水処理施設の運転管理経費のうち、高度処理に要する経費を支援します。

○廃棄物の発生抑制や資源化、不法投棄防止対策の推進

事業名	事業内容
産業廃棄物不法投棄防止対策事業	不法投棄等の未然防止、早期発見による事案の是正や拡大防止に取り組むため、民間委託パトロール、無人航空機の整備等により対策を図り、地域住民の協力も得ながら、不法投棄等を許さない地域づくりを推進します。
産業廃棄物減量化支援事業	産業廃棄物の発生抑制または資源化に係る研究開発事業および施設整備事業に対し、補助金を交付します。
自治振興交付金(エコライフ地域住民活動推進事業)	市町または住民組織が中心となって実施するごみ減量・リサイクル、水環境保全、地球温暖化防止などのライフスタイルの変革につながる実践活動および意識啓発活動事業に係る経費について支援します。
自治振興交付金(美化推進対策事業)	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に規定されている美化推進地域における美化推進対策事業の実施に要する経費について支援します。
自治振興交付金(不法投棄監視員設置事業)	市町が廃棄物の不法投棄監視員を設置する経費について支援します。
自治振興交付金(不法投棄廃棄物処理事業)	不法投棄された廃棄物を市町が処理する経費について支援します。

○自主防災組織などへの支援、消防設備の充実

事業名	事業内容
自治振興交付金(自主防災組織育成事業)	自主防災組織が実施する防災用資機材の整備事業に要する経費について支援します。
自治振興交付金(コミュニティ防災力向上促進事業)	集会所の耐震性確保のために要する経費について支援します。
自治振興交付金(「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動支援事業)	小学校区等において安全なまちづくりに資する活動に取り組む団体が防犯活動計画を策定した事業について市町が補助を行う場合、その経費について支援します。

7 子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

高齢者等が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できるように、生きがい対策や在宅医療、介護連携の推進等を図るとともに、放課後児童クラブの充実等による子育て環境の確保に努めます。

○高齢者の生きがい対策等の推進、在宅サービスの充実

事業名	事業内容
老人クラブ活動費補助金	老人クラブや市町老人クラブ連合会が行う、生きがいづくりや健康づくり、社会貢献にかかる活動を支援します。
自治振興交付金(高齢者住宅小規模改造助成事業)	日常動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするための住宅改造事業に要する経費につい

	て支援します。
小規模老人クラブ活動助成事業	市町が行う小規模老人クラブ活動助成事業に要する経費について支援します。

○保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築

事業名	事業内容
生活支援基盤整備推進事業	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等の体制整備を支援します。
市町在宅医療・介護連携推進事業	市町の在宅医療・介護連携推進の取組促進のため、先進事例の情報提供、セミナー実施、市町への個別支援を行います。

○子育て支援のための地域ネットワークの構築

事業名	事業内容
地域子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、多様なニーズに応じた子育て支援事業を行う市町の経費について支援します。

○保育園等の保育環境整備、放課後児童クラブの充実

事業名	事業内容
放課後児童支援員研修事業	放課後児童支援員の資格を認定する研修や、業務を遂行する上で必要な知識・技能等を向上させるための資質向上研修を行います。
放課後児童クラブ施設整備事業	放課後児童クラブの整備を行う市町の経費について支援します。
子育て支援環境緊急整備事業	市町が行う待機児童解消や保育環境改善のための保育所等の施設整備に対し補助を行います。

8 医療の確保に関する事項

へき地診療所の運営費補助、常勤医師の確保、各診療所等と連携した巡回診療等を実施することにより、医療の確保に努めます。

○へき地医療拠点病院に指定されている市立病院や診療所の老朽化した施設の整備および医療機器の更新

事業名	事業内容
国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)	へき地の国民健康保険直営診療施設が市町に設置されている場合に、当該直営診療所施設の運営にかかる施設管理費、医業費等の経費を2/3または5/10以内の額で交付します。

○常勤医師の確保

事業名	事業内容
へき地医療支援機構委託 (法第 20 条の規定に基づくもの)	へき地医療拠点病院に対する医師派遣の要請や研修計画・プログラム作成等支援機構の運営業務を行います。

○へき地医療拠点病院を核とした各診療所等と連携した巡回診療の実施

事業名	事業内容
へき地医療拠点病院運営費補助金（法第 20 条の規定に基づくもの）	へき地医療拠点病院が行う無医地区巡回診療等に対する運営費補助を行います。

9 教育の振興に関する事項

教育環境の整備に取り組むとともに、地域の特色を活かした教育や地域住民との交流を通じた学校づくりを推進します。

○教育環境の整備、地域の特色を活かした教育等が展開できる学校づくり

○地域に開かれた学校づくりの推進

事業名	事業内容
県教育長等へき地学校特別訪問	県内のへき地指定校（特設校・少人数校を含む）を訪問し、学校経営、教育課程の編成、少人数・複式学級における学習指導等について必要な指導と助言を行うとともに、児童生徒用図書を贈呈します。
公立学校施設整備費負担金	公立の小学校または中学校の新築または増築に対する国庫補助制度の活用について支援します。
学校施設環境改善交付金	公立学校の施設整備に対する国庫補助制度の活用について支援します。
「地域の力を学校へ」推進事業	「しが学校支援センター」を設置し、学校支援ディレクターの配置や地域連携担当者新任研修の開催等、地域で学校を支援する仕組みづくりを推進します。
地域教育力活性化推進事業	体験活動指導者による事例発表や情報交換・交流・情報提供により、子どもたちの体験活動機会の充実を図ります。
学校・家庭・地域の連携協力推進事業	地域住民の参画による「学校支援地域本部」「地域未来塾」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「土曜日の教育支援」の5つの教育支援活動を支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることにより、充実した教育支援活動を支援します。
自治振興交付金（青少年育成地域活動支援事業）	地域の特性を活かした青少年と社会との接点づくりに資する事業に要する経費について支援します。
自治振興交付金（たんぼのこ体験事業）	小学校が実施する農業体験学習等に要する経費について支援します。

○スクールバス運行など安定した通学環境の確保

事業名	事業内容
へき地児童生徒援助費等補助金	スクールバスの購入や学校統合が行われた場合における通学費補助等に対する国庫補助制度の活用について支援します。

10 集落の整備に関する事項

集落間の連携など地域コミュニティの課題への支援等により、集落機能の維持・活性化を図ります。

○交流や情報交換の場の創出

○先進的取組事例等の収集・提供、それぞれの区域に相応しい地域づくり

事業名	事業内容
未来を拓く地域づくり推進事業	住民をはじめ地域の多様な主体が協働して地域課題の解決に取り組むことで、一人ひとりが地域に対して誇りと愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと思う地域を目指した取組の推進を図ります。
自治振興交付金(個性輝く自治活動支援事業)	自治会、町内会、区等の地域住民組織が実施する集会所の整備に要する経費について支援します。

○公共交通確保、生活必需品購入等の支援、除雪など、生活不安を解消するための事業の実施

事業名	事業内容
自治振興交付金(山村辺地等活性化事業)	辺地等の特定地域を有する市町が実施する以下の単独事業に要する経費について支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設の整備 ・医療・福祉施設の整備 ・地域産業の振興を図るための施設の整備 ・教育・文化の振興を図るための施設の整備
自治振興交付金(地域救急対応力向上促進事業)	市町が行う公共施設(小中学校・公民館等)へのAED(自動体外式除細動器)の初期設置に要する経費について支援します。
バス運行対策補助金【再掲】	地方バス路線の運行を確保するため、国庫補助制度の活用により、路線バス事業者の運行欠損等に対し、市町と協調して補助します。
コミュニティバス運行対策費補助金【再掲】	地方バス路線の運行を確保するため、コミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。
交通不便地デマンド交通運行対策費補助金【再掲】	地域の生活交通を確保するため、交通不便地を対象としたデマンド運行型のコミュニティバス等の運行事業を行う市町に対し、補助します。

11 地域文化の振興等に関する事項

地域文化を掘り起こし、育成、発信する住民等の取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。

○地域文化の保存・継承、県内外への発信

事業名	事業内容
美の資源活用推進事業	滋賀県の各地域に満ち溢れている美の魅力を育成、発信するため、市町や文化団体等の取組の支援を行います。
指定文化財保存修理等補助金	指定文化財の所有者等が実施する文化財の保存修理事業等への支援を行います。

12 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

再生可能エネルギー設備等の導入支援により再生可能エネルギーの利用を促すとともに、地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで地域の活性化を図ります。

○住宅や事業所、農業水利施設等への再生可能エネルギー設備等の導入支援

事業名	事業内容
スマート・エコハウス普及促進事業	家庭における創エネ・省エネ・スマート化を促進するため、太陽光発電等のスマート・エコ製品を導入する取組に対して支援します。
省エネ・再エネ等推進加速化事業	中小事業者等による省エネ化・再エネ等導入の取組を促進するため、専門家による省エネ診断の実施や省エネ・再エネ等設備の整備に対して支援します。
再生可能エネルギーを活用した丹生水源地域整備事業	長浜市丹生地域が抱える豪雪および過疎という課題に対し、「地中熱による道路融雪設備の導入（全額国庫補助）」を契機とし、地域住民へ再生可能エネルギーの効用を実感してもらうとともに、丹生ダム建設事業中止に伴う地域振興策への展開につなげます。

○地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーを活用した丹生水源地域整備事業【再掲】	長浜市丹生地域が抱える豪雪および過疎という課題に対し、「地中熱による道路融雪設備の導入（全額国庫補助）」を契機とし、地域住民へ再生可能エネルギーの効用を実感してもらうとともに、丹生ダム建設事業中止に伴う地域振興策への展開につなげます。
木質バイオマス利用促進施設整備事業【再掲】	木質バイオマスエネルギーの利用施設等の整備を支援します。
未利用材利用促進利活用促進事業【再掲】	未利用材の搬出に対する助成を行います。

木質バイオマス地域循環促進事業【再掲】	搬出間伐施業後の木質バイオマスの資源量とその搬出効率を調査、分析し、資源の有効活用手法を検討します。
---------------------	--

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

過疎地域内の設備投資に対し課税免除を行い、設備投資を促すとともに、市町の地域特性や課題に応じた創意と工夫のある施策展開や相互連携を促す事業の実施を支援することで、地域の活性化を図ります。

事業名	事業内容
県税の課税免除	過疎地域において製造業、農林水産物等販売業、旅館業または情報サービス業等の用に供する一定の特別償却設備の取得等をした者について、事業税、不動産取得税および固定資産税を課税免除します。また、過疎地域において畜産業または水産業を行う一定の個人について、事業税を課税免除します。(いずれの課税免除も市町計画において産業振興促進事項について定められていることを要します)
自治振興交付金提案事業	人口減少を見据え、市町の地域特性や課題に応じた創意と工夫のある施策展開や相互連携を促す事業の実施を支援します。 事業実施にあたっては、人口減少率に応じて交付限度額の加算措置を行います。

14 過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策、過疎地域市町間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助

計画の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を講じるとともに、関係市町間の連絡調整ならびに市町が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努めます。